

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第6回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

### 1 日時

平成15年12月2日(火)13:30～18:10

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),加賀美幸子,神垣清水,相良朋紀,田尾健二郎,田中成明,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

中山総務局長,金井参事官(審議官室),中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

### 4 議題

(1)協議

- 平成16年前半の判事補から判事への任命候補者,判事の再任候補者について
- 平成16年4月期の弁護士任官候補者等について
- その他

(2)次回の予定について

### 5 議事

## (1) 協議

### ・平成16年前半の判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者について

庶務から、9月8日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。また、審議対象者が多数におよび、資料も膨大になったことから、11月25日及び26日の2日間に渡り作業部会が開催されたことも併せて報告された。さらに、地域委員会における情報収集に関し、次のとおり説明がされた。「地域委員会は、指名候補者の現任庁に対応する検察庁、弁護士会に対し名簿を提供し、所属の検察官、弁護士個人からの情報を地域委員会が直接受け付けるという方法をとることにしたので、そのような方法がとられていることを所属員に周知するように依頼した。ところが、いくつかの単位弁護士会、弁護士会連合会では、会員に対して、指名候補者に関する評価についてのアンケート用紙を配布して、回答を回収し、その結果を取りまとめて地域委員会に提出しようという活動を行っていることが判明した。また、ある弁護士会では、地域委員会から単位弁護士会に対しては情報として提供されていないはずのデータが記載されている名簿、具体的には、対応する裁判所だけでなく当該高裁管内の全指名候補者が記載された名簿を添付して、あたかも地域委員会からの要請であるかのようにして各会員に情報提供を依頼していることが判明した。このような組織体によって作成された情報を指名の適否に関する判断の基礎資料として用いることについては、当委員会の設置を諮問した一般規則制定諮問委員会においても、また、当委員会においても不適當であると指摘されていたところである。また、当委員会においては、段階式のアンケート調査という方法による情報収集についての問題点が指摘されていた。そこで、これらの状況について委員長及び委員長代理に報告したところ、地域委員会に対し、このような形で提出された情報は適格性に問題があるということを注意喚起するため、書簡を发出すべきであるとの指示があったため、委員長から地域委員会委員長に宛てて書簡を发出し、同時に、日本弁護士連合会に対してもそれを参考までに送付した。しかし、結果的には、弁護士会が行ったアンケート調査に基づく情報が多数地域委員会に提出されるに至っている。アンケート調査に基づく情報が寄せられた地域委員会では、このような情報提供を受けて、そ

の情報の取扱いについて議論されたが、段階式のアンケート調査方式による情報の適格性については疑問が呈されており、当委員会への報告はそれを反映した形となっている。このように、地域委員会から当委員会に提供された情報には、その収集や提供の方法等について問題があるものも含まれており、本来であればそうした問題についての検討が必要と考えられるところであるが、作業部会においては、今回は、初年度でもあり、顕名により、具体的な根拠事実を記載して提供された情報については検討の対象としようということで、作業がされた。なお、作業部会の検討の過程では、具体的事実を記載した情報を個人から直接地域委員会に対して提供してもらうことの重要性が指摘され、また、そうした問題を含め、情報収集の在り方について近いところで議論してはどうかとの指摘があった。これについては、次回の委員会でご議論いただくことを考えたい。」

作業部会長である戸松委員から、作業部会の検討結果について報告された。作業部会の検討結果を踏まえて、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議された結果、希望を撤回した1人を除く指名候補者181人のうち、175人については指名することが適当と、6人については指名することは適当でないと答申することとされた。

#### ・平成16年4月期の弁護士任官候補者等について

庶務から、最高裁からの諮問を受け、7月22日付けで関係する地域委員会に対し情報収集の依頼をしたこと、当委員会での協議の結果を受けて、過去3年分の担当事件リストを任官希望者から提出してもらい、それを情報収集の参考とするように関係する地域委員会に対し追加送付をしたこと、関係する地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。さらに、地域委員会における情報収集に関し、次のとおり説明がされた。「弁護士任官希望者について、弁護士会側が推薦の過程で収集し、作成した資料で、採用申し込みの段階で、日弁連を通じて最高裁に提出された資料がある。この資料は、推薦委員会等がその手続の過程で作成した審査報告書、意見書等の部分と、その判定の根拠とした資料の部分とからなっている。今回、この資料を関係する地域委員会に送付し、それを材料にして、弁護士任官希望者に関する情報収集の在り方について議論していただいたところ、前者については、評価にわたる部分が多く、全体として組織として取りまとめた意見という形になっている、また、後者の資料部分につい

ては、指名の適否の判断のための資料としては不十分である、といった指摘がされている。そして、東京地域委員会においては、より広く適格な情報を収集するためには、弁護士から地域委員会に直接宛てた、個別・具体的な情報が必要であるとして、当委員会に対し、「弁護士会が、その所属の弁護士に対して情報受付の周知を行うよう強く求めるべき」旨の要望を出すこととされた。作業部会の検討においても同様の指摘がされたが、今回の候補者については、収集された情報に基づいて指名の適否の検討がされた。その過程で、弁護士任官希望者の指名の適否を判断するための客観的なデータが不十分である、この点に関する情報収集の在り方についても近いところで議論してはどうかとの指摘があった。この問題については、9月の委員会でも指摘されたところなので、引き続き検討の上、先ほどの判事の再任等の問題と同様に、次回の委員会で議論していただくことを考えたい。」

作業部会長である戸松委員から、作業部会の検討結果について報告された。

作業部会の検討結果を踏まえて、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、指名候補者12人(うち1人は弁護士任官候補者ではないが、併せて審議した者)のうち、7人については指名することが適当と、5人(うち、4人は弁護士任官候補者)については指名することは適当でないと答申することとされた。

## ・ その他

### ア 平成15年の新任判事補候補者について

庶務から、当委員会において10月6日に審議した平成15年の判事補任命候補者について、最高裁判所が当委員会の答申と相違なく指名したことが報告された。

また、10月6日の審議において、指名することの適否について判断することを留保された者1名について審議され、最高裁判所に答申することとされた。

### イ 平成16年1月出向から復帰する者について

庶務から、本日、最高裁判所から、平成16年1月期の出向から裁判官に復帰する候補者1名の指名の適否について諮問を受けたことが説明された。審議の結果、最高裁判所に答申することとされた。

(2)次回の予定について

次回の委員会の日時は、追って連絡することとされた。

以上